

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。対象となるのは平成24年1月1日から12月31日までに納付した保険料です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されています。確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方については、2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル(平成25年3月15日まで) ☎ 0570-070-117

※一般電話、公衆電話から、市内通話料金でご利用いただけます。



「気になる年金記録、再確認キャンペーン」あなたの気になる年金記録、一度ご確認を!

年金記録問題の解決に向けて、これまで「年金定期便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。しかし、いまだ持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。以下に該当する方はぜひご確認を!

- 1.復帰前後に集団就職等で本土にいかれていた方。
- 2.結婚前の旧姓の記録があるかもしれない方。
- 3.名前の読み方が誤って登録されていたかもしれない方。
- 4.転職が多かった方。

お問い合わせ先:ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎ 0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合 ☎ 03-6700-1144

受付日時:月~金曜日 9:00から20:00 第2土曜日9:00~17:00

※土・日・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用なれません。

または、コザ年金事務所 ☎ 933-3437

第4回美ら島オキナワCentury Runのお知らせ

スイーツコース(60km)



来る1月20日(日)、「日本一早い桜と碧い海を走る」をテーマに『第4回美ら島オキナワCentury Run』が開催されます!

読谷村がコースに予定されている『スイーツコース』は地元のスイーツを味わいながら走ることができる走行距離60kmの初・中級者向けのコースとなってあります。

村内通過の際にはご声援等、本大会を盛り上げるようご協力よろしくお願いします。

※当大会は交通規則を遵守したサイクリングイベントとなっておりますが、当日は一時的にコース内に自転車利用者の増加が見込まれますのでお車でお出かけの際には、十分にご注意ください。

読谷村内通過想定時間 10:30~12:20